

1 共通事項

(1) 目的

業務継続計画（以下、「BCP」という）は、大規模な自然災害や感染症のまん延といった非常事態が発生した際にも、業務を継続し、利用者への支援を続けるために定めるものである。平時から備えを行うとともに、非常時においても職員が迷わず行動できるよう、具体的な業務の方法と手順を定める。

(2) 対応体制

感染症及び自然災害発生時の対応は、以下の体制で行う。

① 自然災害及び感染症対策本部長：[羽田野千春]

代理：[職員名]

② 対策本部における職務

- ・ 職員の安否確認の集約と、支援体制の構築
- ・ 各担当者からの利用者安否確認の進捗状況の把握と、事業所としての方針決定
- ・ 行政、地域包括支援センター、医療機関等との外部機関への窓口
- ・ 担当職員が対応不能となった場合の、利用者への支援の再割り当て
- ・ 事業所全体の必要物品の管理・調達

(3) 研修・訓練の実施

BCP は、策定するだけでなく、全職員がその内容を理解し、非常時に行動できるよう、平時からの研修及び訓練が不可欠である。

① 研修の実施

(ア)新規採用職員研修

- ・ 時期：入職時
- ・ 内容：BCP の重要性と計画の概要について説明を行う。

(イ)全職員研修

- ・ 時期：年1回以上
- ・ 内容：BCP の概念や必要性、感染症及び自然災害に関する情報を共有する。

② 訓練の実施

- ・ 時期：年1回以上
- ・ 内容：様々な状況を想定した机上訓練を実施し、BCP の実効性を検証する。

③ 実施の記録

- ・ 研修・訓練の実施後は、必ず実施日時、内容、参加者、訓練で見つかった課題等を記録に残す。

(4) BCP の検証・見直し

BCP を常に実効性のあるものとして維持するため、定期的に以下の活動を通じて見直しを行う。

- ・ 地域の関係者と BCP に関する情報交換や検討を行う。
- ・ 国や自治体が発信する、防災・感染症に関する最新の動向を常に把握する。
- ・ 前項に定める研修・訓練で明らかになった課題や改善点を、本 BCP に反映させる。

2 感染症における対応

(1) 基本方針

感染症まん延時における基本方針は、職員への感染リスクを最小限に抑え、事業を継続させることを最優先課題とし、以下の通り定める。

① 職員の安全確保

職員の感染を防止し、その安全を確保することを最優先とする。

② 業務の継続

職員の安全を確保した上で、事業所としての機能を維持し、ケアマネジメント業務を継続する。

③ 利用者支援の継続

業務を継続することにより、利用者の社会的孤立や生活の破綻を防止する。

(2) 平時からの備え

感染症のまん延に備え、平時から以下の取り組みを行う。

① 感染症防止に向けた基本的な取り組み

- ・ 職員は基本的な感染対策（手洗い、咳エチケット、換気等）を日常的に実践する。
- ・ 体調に不安がある場合は、無理せず休養できる体制を整える。

② 最新情報の収集体制

- ・ 厚生労働省、都道府県、市区町村が発信する感染症関連情報を、常に確認できる体制を整える。

③ 備蓄品の確保

- ・ 衛生用品（マスク、消毒液等）や、事業継続に必要な物品の備蓄品リストを作成し、定期的に（年1回以上）在庫を確認し、補充する。

(3) BCP 発動基準

以下のいずれかの事態が、感染症を原因として発生した場合に、BCPを発動する。

- ・ 職員の感染により、業務継続に必要な最低人員を確保できなくなった場合。
- ・ 管理者（対策本部長）と、その代理者として指名されている職員の両方が、同時に不在となった場合。

(4) 初動対応

BCPが発動した場合、対策本部長は速やかにその旨を全職員に周知し、以下の初動対応を指揮する。

① 指揮命令系統の確立

- ・ 事業所の意思決定を、対策本部長またはその代理に一本化し、全職員はその指示に従う体制に移行する。

② 対応可能な人員の確定

- ・ 対策本部長は、まず、感染した職員が療養しつつも、電話等による一部の業務をリモートで継続できるかを、本人の体調と通信手段を確認した上で判断する。
- ・ 次いで、出勤可能な全職員の状況を確認し、業務に対応できる人員を確定する。

③ 業務の限定と再割り当て

対策本部長は、確定した人員体制に基づき、以下の通り業務の限定と再割り当てを指示する。

- ・ 新規利用者の受け入れや緊急性の低い事務作業など、延期可能な業務は原則として中断することを指示する。
- ・ 継続する業務は「既存利用者のケアマネジメント業務」のみとし、対応可能な職員へ再割り当てを行う。
- ・ さらに人員が限定される場合は、その業務内容を「必要最低限の支援（利用者の状況把握、緊急の連絡調整等）」にまで絞り込む。

(5) 感染防止体制の確立

① 全職員の健康状態の継続的な把握

- ・ 対策本部は、全職員の健康状態（症状の有無、同居家族の状況等）を毎日確認し、集約する。

② 事務所内の感染防止対策の徹底

- ・ 出勤可能な職員がいる場合も、事務所内の換気、消毒、マスク着用等の基本的な感染対策を再徹底する。

③ 関係機関との連携

- ・ 対策本部は、地域の感染状況や行政の方針について、継続的に情報を収集する。
- ・ 必要に応じて、保健所や市区町村の指示を仰ぎ、連携して対応にあたる。

④ 関係者への情報共有

- ・ 対策本部は、利用者、家族、関係機関に対し、事業所の運営状況や対応について、

プライバシーに配慮した上で、必要な情報を適時共有する。

3 自然災害における対応

(1) 基本方針

自然災害発生時における基本方針は、人命の安全確保を最優先とし、以下の通り定める。

① 職員及びその家族の安全確保

業務継続の基盤となる、職員及びその家族の安全確保を最優先とする。

② 業務の継続

職員の安全を確保した上で、事業所としての機能を復旧・維持する。

③ 利用者支援の継続

利用者の安否確認を行い、その生命と安全な生活を守る。

(2) 平常時の対応

自然災害の発生に備え、平時から以下の取り組みを行う。

① 建物・設備の安全対策

- ・ 書庫や棚を固定し、物品の転倒・落下を防止する。
- ・ 停電、断水に備え、代替品（乾電池、飲料水等）を準備する。

② 情報の保全と通信手段の確保

- ・ 利用者情報の重要書類は、パソコンで作成・保存するとともに、紙で印刷しておく。
- ・ 災害時の電話不通に備え、複数の連絡手段（公衆電話、災害用伝言ダイヤル 171 など）の利用方法をあらかじめ確認しておく。

③ 必要品の備蓄

- ・ 被災時に必要となる物品の備蓄品リストを作成し、担当者を定め、年 1 回以上、在庫を確認し、補充する。

④ 職員の防災意識の向上

- ・ ハザードマップにより、事業所および自宅周辺の災害リスクを把握しておく。
- ・ 全職員がスマートフォンに防災アプリを導入し、活用方法に習熟しておく。
- ・ 日頃から歩きやすい靴を準備するなど、帰宅困難な状況に備える。

(3) BCP 発動基準

以下のいずれかの事態が発生し、事業所または地域の社会インフラに甚大な被害が及ぶ、またはその恐れが極めて高い場合に、対策本部長またはその代理がBCPを発動する。

① 地震

事業所が所在する市区町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。

② 風水害

事業所周辺地域に、警戒レベル4（避難指示）以上が発令された場合。

③ その他

上記以外にも、大規模な火災や停電、インフラの途絶など、事業継続に重大な支障が生じると対策本部長が判断した場合。

(4) 緊急時の対応

BCPが発動した場合、または発動に備え、以下の手順で対応する。

① 自身の安全確保

- ・ まず、自身の身の安全を確保する（物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動しない」場所へ移動）。
- ・ 揺れが収まり次第、火の始末と避難経路となる出口を確保する。

② 職員及び家族の安否確認と報告

- ・ 自身の安全確保後、同居する家族等の安否確認を行う。
- ・ 自身と家族の安全が確認でき次第、あらかじめ定めた方法で対策本部長へ状況を報告する。
- ・ 対策本部長は、全職員の安否状況を集約し、対応可能な人員を把握する。

③ 利用者の安否確認

- ・ 対策本部長は、対応可能な人員に対し、優先度判断基準に基づき、利用者の安否確認を開始するよう指示する。

優先度	判断基準
A（最優先）	独居、重度者、医療依存度が高い（人工呼吸器、在宅酸素、透析等）、または認知症が重度でパニックの恐れがある利用者。
B（優先）	高齢者夫婦世帯、または軽度の認知症があり、一定の支援が必要な

	利用者。
C (通常)	同居家族がおり、家族による安否確認や支援が期待できる比較的安定した利用者。

④ 業務の限定と継続的な支援

- ・ 対策本部は、収集した情報を基に、継続する業務を「人命の安全確保に直結する業務」に限定することを決定し、全職員に周知する。
- ・ 確立した体制の下、限定された業務の範囲内で、継続的な利用者支援を行う。

(5) 他施設及び地域との連携

単独での事業継続が困難な事態を想定し、平時から以下の関係機関と具体的な協力体制を構築しておく。

① 連携すべき関係機関

- ・ 近隣の居宅介護支援事業所
- ・ 担当地域の地域包括支援センター
- ・ 地域の介護サービス事業所

② 平時に協議しておくべき内容

- ・ 災害時における利用者情報の共有方法に関する取り決め
- ・ 職員が不足した場合の、相互の応援体制に関する検討
- ・ 事業所が機能しなくなった場合の、緊急的な業務の引継ぎに関する検討

附則

本計画は、令和8年4月1日より施行する。